

20 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書（中部電力、西日本 電信電話三重支店、東邦ガス）

伊勢市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）、西日本電信電話株式会社三重支店（以下「丙」という。）及び東邦ガス株式会社（以下「丁」という。）は、地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の確保と使用に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所有し管理する用地等を、乙、丙又は丁（以下「乙等」という。）の災害復旧活動の拠点（工事用資機材の設置を含む。）（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として確保し、電気、通信、ガス等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表に掲げるとおりとする。

（使用要請）

第3条 乙等が災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、甲に対して、あらかじめ定められた様式の書面により使用要請を行うものとする。

ただし、書面による使用要請ができない場合は、口頭等で要請した後、すみやかに定められた様式の書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

（使用方法）

第4条 乙等は、前条においてそれぞれ認められた同一の災害復旧用オープンスペースを同時期に使用する場合は、乙等が協議してそれぞれの使用範囲、方法等を定めるものとする。

2 乙等は、災害復旧用オープンスペース内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、甲と協議して使用内容、期間等を定めるものとする。

3 乙等は、災害復旧用オープンスペース又は施設内に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲と協議のうえ、それぞれが自己の責任と負担において設置できるものとする。

（無償使用）

第5条 甲は、災害復旧用オープンスペース及び施設を、乙等に無償で使用させるものとする。

（原状回復）

第6条 乙等は、災害復旧用オープンスペース又は施設を返還する場合は、それぞれ自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第4条第3項により設置した設備は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙等は、災害復旧用オープンスペースの使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、他の当事者または第三者に損害をおよぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成19年3月1日から、その効力を有するものとし、甲または乙等が書面をもって協定の終了を他の当事者に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙、丁記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年3月1日

- 甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市長 森下隆生
- 乙 津市丸之内2番21号
中部電力株式会社
取締役 三重支店長 新澤隆
- 丙 津市桜橋二丁目149番地
西日本電信電話株式会社
三重支店長 伊藤彰敏
- 丁 名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦ガス株式会社
取締役 常務取締役 鷺坂正

別表

災害復旧用オープンスペース一覧表 平成19年3月

No.	名 称	所 在 地 番	面 積	所有者・ 管理者	備 考
1	朝熊山麓公園 (まつり博跡地)	伊勢市朝熊町 3477-2 ほか	25,000 m ²	伊勢市	

平成 年 月 日

様

要請者

住所

氏名

印

災害時における災害復旧用オープンスペース使用要請書

平成19年3月1日に締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する「協定書」に基づき、下記のとおり使用を要請します。

記

1 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 要請地

名 称	所 在 地	面積 (㎡)	所有者・ 管理者	備 考
朝熊山麓公園 (まつり博跡地)	伊勢市朝熊町 3477-2 ほか	25,000 ㎡	伊勢市	

※要請地に○印をつけること

3 連絡先

覚 書

伊勢市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）、西日本電信電話株式会社三重支店（以下「丙」という。）及び東邦ガス株式会社（以下「丁」という。）は、平成19年3月1日付けで締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書」（以下「原協定」という。）について、次のとおり覚書を交換する。

第1条 原協定第2条に定める別表を、本覚書の別表に変更するものとする。

第2条 本覚書は、本覚書交換の日からその効力を有するものとする。

本覚書交換の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 9月 18日

甲	伊勢市長	伊勢市岩渕1丁目7番29号	鈴木健一	印
乙	中部電力株式会社 執行役員三重支店長	津市丸之内2番21号	片岡明典	印
丙	西日本電信電話株式会社 三重支店長	津市桜橋二丁目149番地	横山佳子	印
丁	東邦ガス株式会社 取締役 専務執行委員	名古屋市熱田区桜田町19番18号	松田伸久	印

別表

災害用オープンスペース一覧表（平成25年9月現在）

No.	名称	所在地番	面積	所有・管理者	備考
1	朝熊山麓公園 (まつり博跡地)	伊勢市朝熊町3477-2他	25,000 m ²	伊勢市	
2	大仏山公園 スポーツセンター	伊勢市小俣町新村605	20,000 m ²	伊勢市	

23 災害時における隊友会の協力に関する協定書（社団法人隊友会 三重県隊友会）

伊勢市（以下「甲」という。）と社団法人隊友会三重県隊友会（以下「乙」という。）は、乙が、社会貢献活動の一環として、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伊勢市において自然災害や大規模事故等又はその他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じる恐れがある大規模な災害が発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対して要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 自主防災活動への参加、協力
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力要請）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力を乙に要請することができるものとする。

2 協力要請は文書によるものとし、災害の状況が緊迫して、文書によることができない場合には口頭によることができる。この場合事後、速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（経費の負担）

第5条 乙が協力をを行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 甲は、その要請により第2条各号の協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律または甲が定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（協力のための準備）

第7条 乙は、平常時から大規模な災害発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、平常時から地域の自主防災組織が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

3 乙は、毎年3月31日までに、協力可能人員等を甲に通知するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。
平成19年12月25日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 森下隆生

乙 津市桜橋1丁目91番地
社団法人隊友会三重県隊友会
会長 三石浩夫

2 4 災害時における物資供給等に関する協定書（NPO法人 コメリ災害対策センター）

伊勢市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が、甲に対し物資の供給及び施設を一時避難場所として提供するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができることとし、乙はこの要請に対し可能な限り優先的に協力するものとする。

(1) 乙及び乙の関連企業において保有する物資等を供給すること。

(2) 乙及び乙の関連企業において、乙の復旧業務に支障のない範囲内で、被災者に対し避難場所、水道水、トイレ等を提供すること。

2 甲は、乙に対し前項の定めのない事項について、必要に応じ協力を要請することができるものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 1 月 3 日

甲 三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市
伊勢市長 森下 隆生

乙 新潟県新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

25 防災に関する基本協定（社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

伊勢市（以下「甲」という。）と社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防及び災害時の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伊勢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、伊勢市における平常時の災害の予防並びに災害時の応急対策及び災害復旧に係る応援の要請に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（連絡担当者の設置）

第3条 甲及び乙は、応援業務の遂行に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

（応援業務の内容）

第4条 応援業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 平常時における伊勢市管理公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定等
- (2) 伊勢市管理公共施設等の登記に必要と思われる被災状況の調査
- (3) 伊勢市管理公共施設等の被災等の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点の復旧並びに筆界点情報の収集及び復元
- (4) 登記及び境界関係相談所の開設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（応援要請）

第5条 甲は乙に応援業務の要請を行おうとするときは、次に掲げる事項を示して、原則として文書により連絡するものとする。

- (1) 応援の場所
 - (2) 応援の目的
 - (3) 被害の状況
 - (4) 応援業務の内容
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要事項
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話、ファックス等により応援業務の要請を行うことができる。この場合においては、甲は当該要請後速やかに乙に対し前項に規定する文書を送付しなければならない。

（応援要請業務）

第6条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

（応援業務の報告）

第7条 乙は、甲の要請に基づき業務に従事した場合は、その活動内容について、活動終了後速やかに業務報告書（様式1号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応援業務（甲の要請に基づき実施されたものに限る。）の実施に要する経費は、甲が負担する。

（書類の提出）

第9条 乙は次に掲げる書類を、毎年度甲に提出するものとする。

- (1) 応援業務に係る乙の組織図
- (2) 応援業務に係る連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

（資料の交換及び協議）

第10条 甲及び乙は、応援業務が円滑に行えるよう、随時次に掲げる資料を提出し、相互に交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 伊勢市地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(事故への対応)

第11条 乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 乙の社員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずる。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

(適用)

第13条 この協定の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

2 この協定の期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙からの異議申し立てがないときには、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 森 下 隆 生

乙 津市鳥居町19番地8
社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 長 谷 川 吉 久

業 務 報 告 書

担 当 者 氏 名	
活 動 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
応 援 の 場 所	
応 援 の 目 的	
被 害 の 状 況	
応 援 業 務 の 内 容	
そ の 他 必 要 な 事 項	

26 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書（三重県石油商業組合伊勢支部）

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県石油商業組合伊勢支部（以下「乙」という。）とは、東海、東南海、南海地震等大規模地震発生時における帰宅困難者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において地震による災害が発生し、交通が途絶した場合において生じる帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対して、乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対する一時休憩所、水道水、トイレの提供及び地図等による道路情報、ラジオ等で得た通行可能な道路情報等の提供を要請することができる。

2 甲は、乙に対して、乙の組合員の給油所付近の道路状況及び付近の被害状況について報告を求めることができる。

3 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、相互に要請することができる。

（支援の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急に鑑み、可能な範囲において、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援に要する経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報の交換を行うものとする。

（協力組合員名簿の提出）

第6条 乙は、所属する組合員のうち、この協定に基づく支援に協力できる者の名簿を毎年1回提出するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有し、甲又は乙が、この協定を終了させる意思表示がない限りその効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成20年9月4日

甲：三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 森 下 隆 生

乙：三重県伊勢市二見町溝口75-2
三重県石油商業組合伊勢支部
支部長 塩 地 康 司

27 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書（三重県石油商業組合伊勢支部）

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県石油商業組合伊勢支部（以下「乙」という。）とは、伊勢市内に地震、風水害、大火災、その他の災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行なうため、次のとおり協定を締結する。

（協力体制の確保）

第1条 災害時に必要な石油類燃料の調達及び安定供給を行なうため、甲は、乙に対しての情報の提供及び必要な要請を行ない、乙は、組合員に対して必要な指示・指導を行なうものとする。

2 乙は、災害時の石油類燃料の調達及び安定供給に関する協定を締結するにあたり、本協定に協力する組合員（以下「協力組合員」という。）の名簿を作成し、甲の要請に備えることとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において石油類燃料を必要とする場合、乙に対して石油類燃料の供給及び石油類燃料の運搬について要請することができる。

（要請への協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急に鑑み、可能な範囲において、石油類燃料の優先供給及び運搬に協力するとともに協力組合員に必要な指示・指導を行なうものとする。

（石油類燃料の供給）

第4条 石油類燃料を優先供給する者は、協力組合員の中から乙が指定するものとする。

（石油類燃料の運搬）

第5条 石油類燃料を運搬する者は、協力組合員の中から乙が指定するものとする。ただし、乙が指定できない場合は、甲又は甲が指定する者が行なうものとする。

2 石油類燃料の引渡しは、甲の指定する場所とし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（費用の負担）

第6条 前2条に規定する石油類燃料の対価及び運搬に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が指定した協力組合員が提出する出荷確認書に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第7条 甲は、第5条の規定により、甲又は乙の指定により運搬に従事した者が、その責に帰することができない事由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

（協力組合員名簿の提出）

第8条 乙は、協力組合員の名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

（価格高騰の防止）

第9条 乙は、災害時において石油類燃料価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第10条 乙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行なうものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第11条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「伊勢市災害対策本部」（警戒宣言が発せられた場合にあつては、「伊勢市地震災害警戒本部」）を設置し、乙に対して要請を行なったときをもって発動する。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有し、甲又は乙が、この協定を終了させる意思表示がない限りその効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年9月4日

甲：三重県伊勢市岩湫1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 森 下 隆 生

乙：三重県伊勢市二見町溝口75-2
三重県石油商業組合伊勢支部
支部長 塩 地 康 司

28 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（三重県レッカー事業協同組合）

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として、伊勢市内において大規模な災害等が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急通行車両等の通行を確保するために乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し、車両等の除去について協力を要請することが出来る。

2 前項の規定による要請は、次の事項を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の場所、路線名及び種別、台数等
- (3) 現場責任者の職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

（業務の実施）

第2条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、所属組合員の所有する車両、装備等の範囲内で可能な限り車両等排除業務を実施させるものとする。

2 前項の規定による車両等排除業務を行う乙の組合員及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、前条第2項により甲の指定する現場責任者の指示に従い車両等排除業務を実施するものとする。

（経費負担）

第3条 活動に関する経費については、乙の負担とする。

（損害補償）

第4条 この協定に基づく業務の実施により、交通事故その他やむをえない事由により、乙の組合員及び従事者が損害を受けた場合は、乙及び乙の組合員又は従事者が加入する公的な災害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償（以下「補償等」という。）の適用を原則とする。

ただし、その責に帰することができない事由により従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例（以下「関係法令」という。）で定める補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（除去対象車両等の破損の補償）

第5条 車両等排除業務の実施にあたり、第2条の規定により除去活動に従事した者が除去の対象となる車両その他の物件を破損した場合、若しくは他人に損害を与えた場合には、甲が損失を補償する。

ただし、故意又は重大な過失による場合は、乙又は従事者の責任において賠償する。

（状況報告）

第6条 甲は、この規定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、組合員名簿及び組合員の保有する車両台数等について、報告をもとめることができるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めた事項について疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年2月5日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木健一

乙 津市住吉町2番30号
三重県レッカー事業協同組合
理事長 北森浩貴

29 災害発生時における災害応急工事に関する協定書（（社）三重県造園建設業協会南勢支部）

伊勢市（伊勢市水道事業及び伊勢市下水道事業を含む。以下「甲」という。）と（社）三重県造園建設業協会南勢支部（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という。）の施工に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により甲の管理する道路・河川・公園・建築物等施設・管路等施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲と乙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、公共施設の機能の確保及び回復並びに被害の拡大及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において調査とは、公共施設の被災状況把握及び災害応急工事の計画・施工に必要なものとする。

2 この協定において災害応急工事とは、公共施設の機能の確保、被害の拡大防止、二次災害の防止など緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害応急工事を実施する必要がある際には、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲と乙が協議の上、別紙により乙の構成員に要請するものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や、書面による連絡が不可能な場合などは、甲は、口頭での要請も行えるものとするが、この場合でも遅滞なく乙の構成員に対して書面による要請を行うものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第5条 甲及び乙は協力要請や情報共有のため、緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 甲及び乙は、前項の体制に変更が生じた場合、速やかに新たなネットワークを作成し、協定者間のネットワークの確立を図るものとし、毎年6月末までに相手方に情報を提供するものとする。

3 第1項に掲げるネットワークに係る協議を円滑に行うため、乙はこの協定の締結後、速やかに次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

(1) 構成員名簿（所在地、連絡担当者、休日・夜間連絡先等）

(2) 構成員ごとの保有・備蓄資機材リスト

(3) 構成員ごとの人員体制リスト（土木施工管理者、造園施工管理者、重機オペレーター、作業員等）

（災害応急工事の実施）

第6条 乙の構成員は、第3条の要請に基づき災害応急工事を実施する際には、別紙受諾書を甲に提出し、甲の指示に従い災害応急工事を実施するものとする。

2 甲の要請する災害応急工事、及び前項で乙が実施する災害応急工事の内容については下記のとおりとする。

(1) 公共施設状況の調査

(2) 崩土、倒木等の交通障害物の除去

(3) 被害拡大防止措置

(4) 仮復旧及び仮設工事

(5) 応急建築資材の収集

(6) その他必要な措置

(費用の精算)

第7条 甲は、第3条の協力要請により乙の構成員が要した費用について、同条において実施された内容を確認し、甲が採用する積算基準等により精算を行なう。

(従事者の災害補償)

第8条 第3条の規定に基づく要請により災害応急工事に従事した者が、当該工事により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により行なうものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のどこからも協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、甲と乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年2月12日

甲：三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健 一

乙：三重県伊勢市小俣町明野563番地1
(社)三重県造園建設業協会
南勢支部
支部長 橋本 英 治

30 災害時協力協定（独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校）

独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と伊勢市（以下「乙」という。）は、伊勢市内に大規模自然災害等が発生した場合において、乙が緊急対策を円滑に行うために甲の協力を要請することについて、協定を締結する。

（協力内容）

1 甲は、次の事項について協力する。

- (1) 災害発生時における被災者を救援するため、鳥羽丸等所管する船舶を運航すること。
- (2) 災害発生時における被災者を救援するための要員確保等体制を整備すること。
- (3) 救助要員の活動拠点や物資等の集積又は集配場所として支援すること。
- (4) その他必要に応じ、支援すること。

（損害補償）

2 この協定に基づく協力の実施により、海難事故その他やむをえない事由により、甲の従事者が損害を受けた場合は、甲及び甲の従事者が加入する公的な災害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償の適用を原則とする。ただし、その責に帰することができない事由により従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例（以下「関係法令」という。）で定める補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（協議）

3 甲、乙双方は、本協定について疑義が生じた場合、協議の上、解決するものとする。

（有効期限）

4 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年2月22日

甲 鳥羽市池上町1番1号
独立行政法人 国立高等専門学校機構
鳥羽商船高等専門学校長 山田 猛 敏

乙 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健 一

3 1 三重県防災行政無線と伊勢市防災行政無線（同報系）の全国瞬時警報システム使用に関する協定（三重県）

（目的）

第1条 三重県（以下「甲」という。）と伊勢市（以下「乙」という。）は、三重県防災行政無線（衛星系）システム（以下「県衛星系」という。）を伊勢市防災行政無線（同報系）と接続して使用するにあたり、適正な管理運用等を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（県衛星系受信設備の共用）

第2条 乙は、乙の全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）の構築のため、三重県防災行政無線の業務に支障のない範囲で県衛星系空中線装置及び県衛星系防災行政無線装置（以下「県衛星系受信設備」という。）をJ-ALERTの受信設備として甲と共用するものとする。

2 前項の使用について、乙は三重県公有財産規則第20条に基づく「行政財産貸付（使用許可）申請書」を別途提出し、甲の許可を得るものとする。

3 乙は、県衛星系受信設備の使用に際して、甲又は第三者に損害を与えた場合、その一切の責任を負うものとする。

（施設の保守・管理等）

第3条 甲は県衛星系について、乙は独自のJ-ALERTについてそれぞれ保守・管理するものとする。ただし、甲乙共用して使用する県衛星系受信設備に関する保守・管理について、乙は協力・負担するものとする。

2 前項ただし書きの保守・管理に要する負担区分は次のとおりとする。

（1） 保守・管理に要する費用については、甲及び乙の負担とする。

ただし、再整備並びに大規模修繕等に関する費用の負担については、別途甲乙協議のうえ決定するものとする。

（2） 電波法に基づく無線局の費用については、甲及び乙の当事者負担とする。

3 前項（1）前段の乙の負担は、既存の県衛星系の利用に含まれるものとして、追加負担は発生しないものとする。

4 県衛星系受信設備の運用にあたっては、「三重県防災行政無線運用規定集」によるものとする。

（障害等）

第4条 県衛星系受信設備等で点検、工事等を実施することにより県衛星系受信設備の使用が制限される場合には、甲は乙に事前に連絡することとする。

2 甲又は乙は、県衛星系受信設備に異常を認めるときは、直ちに相互に連絡するものとする。

3 甲は、県衛星系受信設備に障害が発生したときは、直ちに復旧に努めるとともに、障害の状況、復旧見込等をすみやかに乙に連絡するものとする。

4 乙の過失により、県衛星系受信設備を破損させたときには、その旨を速やかに甲に連絡の上、自己の負担により現状に回復するものとする。

5 県衛星系受信設備の使用に際し、構造・機器劣化等に起因し被った不慮の障害等、若しくは第三者へ与えた損害、第三者による妨害その他について、いたなる事由があっても、甲は責を負うものではない。ただし、県衛星系受信設備の障害については、甲乙双方で調整・協力してその復旧に万全の措置を行うものとする。

（資料・情報等の提供）

第5条 甲及び乙は、県衛星系及びJ-ALERTの業務を実施するにあたり必要となる資料、情報等に関し、無償で提供するものとする。

2 この協定に基づき、相互の情報交換を行うため、必要な連絡先等の情報を交換するものとする。

（システムの変更）

第6条 甲又は乙は、県衛星系受信設備又はJ-ALERTを変更しようとするときは、あらかじめ工事の内容その他必要な事項について協議するものとする。

（法令等の遵守）

第7条 甲及び乙は、電波法関係法令及びこれらに基づき定められた規則等を遵守しなければならない。

（電波法に基づく事務手続き）

第8条 甲又は乙は、それぞれの無線局について電波法に基づく申請、報告等の必要が生じたときは、所定の事務手続きを行わなければならない。

2 甲又は乙は、申請等を行ったときは、すみやかに相手方に報告するものとする。
(協定期間)

第9条 この協定締結の日より平成23年3月31日までとする。

但し、期間満了から1ヶ月前までに甲又は乙から格段の意思表示がないときは、本契約は期間満了の翌日から1年間有効に存続するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要の事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年2月25日

甲 住所 津市広明町13番地
氏名 三重県
三重県知事 野呂昭彦

乙 住所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
氏名 伊勢市
伊勢市長 鈴木健一

3 2 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、伊勢市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生の恐れがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 伊勢市内に重大な災害が発生し又は発生の恐れがあるとき
- 二 伊勢市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び市長が各1通を保有する。

平成23年6月6日

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

三重県伊勢市岩渕一丁目7番29号
伊勢市長 鈴木 健一

3 3 災害時における動物救護活動に関する協定書（公益社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部）

伊勢市（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部（以下「乙」という。）とは、伊勢市に大規模な地震、津波、風水害、武力攻撃災害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、動物救護に関する活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、動物救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護活動の場所）

第3条 乙は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、及び乙の会員の保有する診療施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第4条 乙の業務の内容は、次の事項とする。

- (1) 避難所における動物救護所設置の協力
- (2) 動物救護所における被災動物の管理及び飼養の指導
- (3) 負傷動物への医療処置
- (4) 負傷動物の医療施設への搬送の要否の決定
- (5) 被災動物に関する情報の収集及び提供
- (6) 動物の死亡確認
- (7) 甲が行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動への協力
- (8) その他必要な応急業務

（動物の収容）

第5条 甲は、甲が指定する避難所に市民が動物を同行して避難する際には、動物収容設備（ケージ等）の携行を促し、乙はこれに協力するものとする。なお、本条における動物とは、一般家庭で飼育されている犬、猫、鳥、その他小動物とする。

（費用弁償）

第6条 本協定に基づき乙が実施する動物救護活動において、必要とする医薬品、機材、飼料、その他の物品等の費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害の処置）

第7条 業務の実施に伴い、甲及び乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、その要請により第4条各号の業務を行った会員が、その為に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し補償するものとする。ただし、当該従事者が事故等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

（連絡調整）

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、それぞれ連絡責任者を定め、年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(平常時の飼主への周知等)

第11条 甲及び乙は、飼主に対し、平常時から次の事項について、大規模災害時に必要なこととして周知等に努めるものとする。

- (1) 避難する場合には、動物の管理等自己の責任による措置を講ずること
- (2) 鑑札や注射済証、マイクロチップ等の装着や所有者名及び連絡先を記載した首輪の装着を行なう等、飼主であることを明らかにするための措置を講ずること
- (3) 避難所等において必要となる躰を講ずること
- (4) その他大規模災害時に備えておくべきこと

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成23年6月22日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年6月22日

甲 伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

乙 公益社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部

支部長 西村 真一

3 4 災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書（三重県）

三重県知事 鈴木英敬（以下「甲」という。）と三重県伊勢市長 鈴木健一（以下「乙」という。）とは、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合に災害救助用米穀の緊急引渡しを円滑に実施するため、次の事項について協定し互いに誠意をもってその履行を確約するものとする。

記

- 1 乙は災害地の罹災者並びに救助作業、災害防止及び緊急復旧作業の従事者に対し応急食糧の供給を実施する必要があると認めるときは、事前に甲に所定の手続きをし、甲の指示を受けるものとする。ただし、乙が交通・通信の途絶のため事前に甲の指示を受けられず、災害救助法又は国民保護法発動期間中に災害救助用米穀の供給を実施する必要がある場合は、農林水産省所管部局に直接連絡要請することができるものとし、必ず甲に連絡するとともに、甲に所定の手続きをするものとする。
- 2 乙が1により緊急引渡しを要請し、災害救助用米穀の引渡しを受けた場合は、乙は速やかに倉庫別取引数量をとりまとめ当該米穀の全数量について、予定価格を基準として農林水産省所管部局長が決定した価格により買受けするものとする。
- 3 乙は管内届出事業者その他に対して、災害救助用米穀の供給の実施に関する必要な措置を講じておくものとする。
- 4 甲は必要があると認めるときは、乙に対しその業務又は、経理の状況に関して質問、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告、若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 甲が乙に販売する災害救助用米穀の価格については、農林水産省所管部局長が、災害救助法又は国民保護法が発動された直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定することを原則とし、決定された場合は、甲はすみやかに乙に通知するものとする。中間経費については、現品取扱業者と乙の間に別途契約を締結して清算するものとする。
- 6 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。
 - ア 災害救助法が発動され、救助を行う場合
延納措置の期間については、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3ヶ月以内）であって、農林水産省所管部局長と甲が協議して決定した期間とする。
 - a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - b 自衛隊の派遣が行なわれていること。
 - c 甲が30日を越える延納措置を必要とする旨の要請をし、農林水産省所管部局長がやむを得ないを認めること。
 - イ 国民保護法が発動され、救助を行う場合
3ヶ月以内であって農林水産省所管部局長と甲が協議し決定した期間とする。
- 7 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。
- 8 この協定の期間は、平成23年7月1日から1年間とする。
ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による申し立てがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。
- 9 この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙各々その1通を所持するものとする。

平成23年 7月 1日

甲 三重県知事 鈴木英敬

乙 三重県伊勢市長 鈴木健一

3 5 災害時における応急生活物資等の調達の協力に関する協定書（株式会社ぎゅーとら）

伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社ぎゅーとら（以下「乙」という。）とは、伊勢市内に地震、風水害やその他による災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に際し、災害時の市民生活の安定を図るため、生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達の協力に関する事項について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、原則として甲が災害対策本部を設置した際に、物資を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙の伊勢市内に存する店舗（以下「乙の各店」という。）に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち要請時点で供給可能な物資とする。

- （1）乙の各店が現に保有する食品、飲料水、衣類、日用品等
- （2）その他乙が供給可能な甲が指定する物資

（物資の要請手続等）

第3条 甲の乙又は乙の各店に対する要請手続は、様式1をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第4条 物資の運搬は、原則として甲又は甲の指定する者が行うものとする。ただし、甲の運搬が困難なときは、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の価格、支払い）

第5条 第2条の物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害時直前における価格を基準とし甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

（防災意識の向上）

第6条 乙は、日常的に社員の防災意識の向上に努め、必要に応じ、甲又は自治会等が行う防災訓練等に参加するものとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

2 乙は、市民の防災意識の向上に資するため、甲と協力し、平常時における各店舗での防災啓発等に努めるものとする。

（他協定との調整）

第7条 乙が三重県知事と同様の協定を締結している場合は、本協定を優先するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定が更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（雑則）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年7月8日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 伊勢市西豊浜町655番地18
株式会社ぎゅーとら
代表取締役社長 清水 秀隆

様式1

年 月 日

株式会社ぎゅーとら 御中

伊勢市長 鈴木 健一

災害時における応急生活物資等の調達協力要請書

電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分		
要請する物資の種類、数量	品 目	数量	単位
搬 入 先	所在地： 名 称： 現地担当者名： TEL		
搬 入 希 望 日 時	年 月 日 時 分		
連 絡 担 当 者	TEL		
備 考			

この FAX を受信されましたら、すみやかに要請受諾の可否を上記連絡担当者宛に電話連絡してください。

伊勢市災害対策本部 (FAX 0596-20-3151)

3 6 広告付き避難場所看板の設置に関する協定書（テルウェル西日本株式会社）

伊勢市（以下「甲」という。）とテルウェル西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、伊勢市内における広告付き避難場所看板（以下「看板」という。）の設置について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、伊勢市内に看板を設置することにより、市民に災害発生時の地域の避難場所を周知すること及び平常時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）広告付き避難場所看板 乙の実施している広告事業のうちのN T T西日本株式会社所有の電柱へ設置する看板（巻き付け・突き出し）に、民間企業などの広告と併せて災害時の避難場所を記載するものをいう。

（2）広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の設置のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

（1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の設置に必要な一切の手続きを行うこと。

（2）設置された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対するの対応を行うこと。

（3）看板の設置状況につき、甲の求めるとき及び新規設置のあったときに報告を行うこと。

（4）避難場所の変更等により、看板の表示に訂正があったときに必要な修正を行うこと。

（看板の仕様・設置状況）

第5条 看板の仕様・設置状況については「三重県避難誘導標識等設置指針」に従い、甲と協議の上、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとする。

2 看板に記載する避難場所は、看板設置場所から最も近い距離の避難場所を表示することとする。但し、地域の状況及び河川・道路等の事情により、これにより難しい場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費等）

第6条 看板の設置にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成23年7月15日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 名古屋市中区松原3丁目13番15号
テルウェル西日本株式会社 東海支店
取締役東海支店長 熊崎 孝雄

37 広告付き避難場所看板の設置に関する協定書（中電興業株式会社）

伊勢市（以下「甲」という。）と中電興業株式会社（以下「乙」という。）とは、伊勢市内における広告付き避難場所看板（以下「看板」という。）の設置について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、伊勢市内に看板を設置することにより、市民に対する災害発生時の地域の避難場所を周知すること及び平常時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）広告付き避難場所看板 乙の実施している広告事業のうちの中電電力株式会社所有の電柱へ設置する看板（巻き付け・突き出し）に民間企業などの広告と併せて災害時の避難場所を記載するものをいう。

（2）広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の設置のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

（1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の設置に必要な一切の手続きを行うこと。

（2）設置された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。

（3）看板の設置状況につき、甲の求めるとき及び新規設置のあったときに報告を行うこと。

（4）避難場所の変更等により、看板の表示に訂正があったときに必要な修正を行うこと。

（看板の仕様・設置状況）

第5条 看板の仕様・設置状況については「三重県避難誘導標識等設置指針」に従い、甲と協議の上、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとする。

2 看板に記載する避難場所は、看板設置場所から最も近い距離の避難場所を表示することとする。但し、地域の状況及び河川・道路等の事情により、これにより難しい場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費等）

第6条 看板の設置にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成23年7月15日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 松阪市垣鼻町724-3 三央ビル2F
中電興業株式会社 松阪営業所
所長 中西 武

38 災害ボランティアセンターの設置と運営等に関する協定書（社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会）

伊勢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合、伊勢市内におけるボランティア活動を推進し、被災住民へのきめ細やかな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれが当該各号に定めるところによる。

（1）災害とは、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象より生じる被害をいう。

（2）災害ボランティアセンターとは、伊勢市内のボランティア活動の調整等を行うために、伊勢市地域防災計画に基づき設置される機関をいう。

（設置協議）

第3条 甲は、災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合、乙と協議し、災害ボランティアセンターを設置する。

2 前項の協議は、次に掲げる事項を明らかにして文書または口頭により行う。この場合、口頭により要請したときは、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（1）被害の状況及びボランティアによる支援内容

（2）設置期間の見込み

（3）その他参考となる事項

（運営協力）

第4条 乙は、前条の規定による設置協議を受けたとき、業務上の支障又は止むを得ない理由がある場合以外は、他の業務に優先して災害ボランティアセンターの運営に協力するものとする。

（施設）

第5条 災害ボランティアセンターとして使用する施設は、甲が所有するハートプラザみそのとする。ただし、当該施設が罹災し、使用することが困難な場合には、甲がこれに代わる場所を確保し、提供するものとする。

（資機材等の確保）

第6条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（運営方針）

第7条 災害ボランティアセンターは、ボランティアの自主性を尊重し、その活動が効果的に行われるための環境整備に努めるとともに、ボランティアとの協働関係を構築することを基本理念として運営されなければならない。

（運営）

第8条 甲と乙は協働のもとで、災害ボランティアセンターの円滑な運用に努めるものとする。

2 甲は、広報活動を実施し、また乙は市内のボランティア団体等への呼びかけを通じ、被災していない市民に対しボランティア活動への支援協力を依頼する。

（業務範囲）

第9条 災害ボランティアセンターは、基本理念にのっとり、現地におけるボランティアの活動拠点として、次に掲げる業務を行う。

（1）被災住民のボランティアニーズの収集・集約

（2）ボランティアの受付、登録及び保険の加入手続き

（3）ボランティア活動のコーディネート

（4）活動に必要な資機材等の貸与

（5）活動場所への移手段の確保

（6）ボランティアの健康管理及び安全確保

（7）その他ボランティア活動の推進に関し必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目に関し、甲乙協議のうえ、運営マニュアルを作成するとともに、訓練等を通じて内容を検証するなど、常にその改善に努めるものとする。

(設置期間)

第10条 災害ボランティアセンターの設置期間は、被災住民のボランティアニーズの状況等を勘案し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連携協力)

第11条 甲及び乙は、災害ボランティアセンターが果たす役割の重要性を深く認識し、災害時はもとより、平常時から地域の住民や団体等との良好な関係の維持に努めるとともに、相互に緊密な連携協力を図るものとする。

2 災害ボランティアセンターの設置及び運営は、ボランティア団体等の協力を得て行うものとする。

3 甲及び乙は、災害ボランティアセンターの設置及び運営について、活動できる人材を養成するものとする。

(費用負担)

第12条 甲の協力要請に基づき乙が活動を行った場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上負担すべき額を決定する。

3 災害ボランティアセンターの費用は、甲が負担する費用のほか民間団体等からの助成金及び寄付金等をもって充当する。

(有効期限)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年1月23日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 伊勢市御薮町長屋2767番地
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
会 長 中北 隆敏

39 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書（株式会社伊勢安土桃山文化村）

津波発生時における緊急避難施設としての施設使用に関し、伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社伊勢安土桃山文化村（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、伊勢市内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における緊急避難施設（以下「津波緊急避難施設」という。）として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波緊急避難施設とする。

（津波緊急避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波緊急避難施設として、地域住民等に使用させるものとし、甲は、その周知に努めるものとする。

施設名称	伊勢・安土桃山文化村
所在地	三重県伊勢市二見町三津1201番地1
所有者	株式会社伊勢安土桃山文化村
使用場所	駐車場、食事処
使用可能面積	駐車場100,000㎡、食事処1,305㎡
収容人数	駐車場約42,000人、食事処約550人

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用可能な面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により津波緊急避難施設としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第5条 使用施設の使用期間は、地震による強い揺れを感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は、無料とする。

（施設の解錠）

第7条 津波緊急避難施設の解錠は、乙の職員又は乙の指定する者が行うものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条 使用施設が津波緊急避難施設として使用された場合の施設・備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は、故意又は過失により乙が責任を負うべきことが明らかな場合を除き、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（防災意識の向上）

第10条 乙は、日常的に職員の防災意識の向上に努め、必要に応じ、甲又は近隣自治会等が行う防災訓練等に参加・協力するものとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の締結期間は、協定の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月20日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市二見町三津1201番地1
株式会社伊勢安土桃山文化村
代表取締役社長 木下 岩男

40 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書（シンフォニアテクノロジー株式会社）

津波発生時における緊急避難施設としての施設使用に関し、伊勢市（以下「甲」という。）とシンフォニアテクノロジー株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、伊勢市内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における緊急避難施設（以下「津波緊急避難施設」という。）として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波緊急避難施設とする。

（津波緊急避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波緊急避難施設として、地域住民等に使用させるものとし、甲は、その周知に努めるものとする。

施設名称	シンフォニアテクノロジー株式会社 伊勢製作所 総合ビル	シンフォニアテクノロジー株式会社 五十鈴寮
所在地	三重県伊勢市竹ヶ鼻町100	三重県伊勢市神社港107-5
所有者	シンフォニアテクノロジー株式会社	シンフォニアテクノロジー株式会社
構造等	鉄骨造 6階建て	鉄筋コンクリート造 6階建て
建築年月	平成20年4月	平成19年3月
使用場所	多目的ホール、各階の廊下、会議室	研修室、各階の廊下
収容人数	約2,500人	約500人

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により津波緊急避難施設としての使用が不可能となる場合には、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第5条 使用施設の使用期間は、地震による強い揺れを感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

（施設の解錠）

第7条 津波緊急避難施設の解錠は、乙の職員又は乙の指定する者が行うものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条 使用施設が津波緊急避難施設として使用された場合の施設・備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は、故意又は過失により乙が責任を負うべきことが明らかな場合を除き、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（防災意識の向上）

第10条 乙は、日常的に職員の防災意識の向上に努め、必要に応じ、甲又は近隣自治会等が行う防災訓練等に参加・協力するものとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の締結期間は、協定の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月20日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市竹ヶ鼻町100
シンフォニアテクノロジー株式会社
伊勢製作所
常務取締役 伊勢製作所長 古谷 浩三

4 1 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定（社会福祉法人 洗心福祉会）

津波発生時における緊急避難施設としての施設使用に関し、伊勢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 洗心福祉会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、伊勢市内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における緊急避難施設（以下「津波緊急避難施設」という。）として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波緊急避難施設とする。

（津波緊急避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波緊急避難施設として、地域住民等に使用させるものとし、甲は、その周知に努めるものとする。

施設名称	社会福祉法人 洗心福祉会 ふたみシルバーケア豊壽園
所在地	三重県伊勢市二見町三津855
所有者	社会福祉法人 洗心福祉会
構造等	鉄筋コンクリート造 3階建て
建築年月	平成15年3月
使用場所	各階の廊下、会議室、居室
収容人数	約100人

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により津波緊急避難施設としての使用が不可能となる場合には、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第5条 使用施設の使用期間は、地震による強い揺れを感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は、無料とする。

（施設の解錠）

第7条 津波緊急避難施設の解錠は、乙の職員又は乙の指定する者が行うものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条 使用施設が津波緊急避難施設として使用された場合の施設・備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は、故意又は過失により乙が責任を負うべきことが明らかな場合を除き、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（防災意識の向上）

第10条 乙は、日常的に職員の防災意識の向上に努め、必要に応じ、甲又は近隣自治会等が行う防災訓練等に参加・協力するものとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の締結期間は、協定の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月20日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県津市本町26番地13号
社会福祉法人 洗心福祉会
理事長 山田 俊郎

4 2 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定（いせ有志協力会）

伊勢市、伊勢市水道事業及び伊勢市下水道事業（以下「甲」という。）といせ有志協力会（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という。）の施工に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、水道施設及び下水道施設等の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲及び乙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

また、大規模地震等に際しては、甲の管理する道路以外の主要道路の状況についても甲及び乙が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保について状況調査を行うものとする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、公共施設と緊急輸送に必要な道路の被災状況把握及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは2次災害の発生・誘発の恐れがある場合及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保等緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害の調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙に協力を要請する。

2 乙は前項の要請があった際は、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

（緊急連絡応援体制）

第4条 甲及び乙は、協力要請や情報共有のため、別紙のとおり緊急連絡網（以下「連絡網」という。）を確立するものとする。

2 甲及び乙は、年度当初及び前項の体制に変更が生じた場合に、速やかに連絡網の交換を行うものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条第1項に掲げる協力要請を行う際は、乙に別紙要請書により要請するものとする。

（災害応急工事及び調査の実施）

第6条 乙は、甲の指示に従い災害応急工事及び調査を実施するものとする。但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙の判断により災害応急工事、調査を実施するものとする。

1 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された災害応急工事、調査については被災後3日以内に着手前の状況、施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

2 甲の要請する災害応急工事及び、前項で乙が実施する災害応急工事の内容については下記のとおりとする。

- ・公共施設状況及び緊急輸送道路状況の調査
- ・崩土、倒木等の交通障害物の除去
- ・増破防止措置
- ・仮復旧及び仮設工事
- ・構造物等の安定計算及び設計
- ・避難所及び収容施設の応急補修
- ・応急建築資材の収集
- ・その他必要な措置

（費用の精算）

第7条 甲は、第3条の協力要請に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、災害発生時の甲の採用する積算基準等により精算を行う。

（訓練・研修の実施）

第8条 甲及び乙は、緊急時を想定した連携訓練を毎年1回以上実施するものとし、その内容・結果等について、協議・改善していくものとする。

2 甲及び乙が緊急時に適切な判断により調査又は災害応急工事に着手できるよう、甲は、乙に緊急輸送道路や各公共施設の重要度などについての研修を毎年1回以上実施するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年2月23日

甲：三重県伊勢市岩渕1丁目7-29
伊勢市
伊勢市水道事業
伊勢市下水道事業
伊勢市長 鈴木 健一

乙：三重県伊勢市有滝町2193番地2
いせ有志協力会
代表 有限会社 中広建設
代表取締役 中西 博

要 請 書

平成 年 月 日

いせ有志協力会 様

伊勢市長 様

地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定第5条により要請します。

場 所

状 況

要請内容

そ の 他

受 諾 書

伊勢市長 様

上記の要請について同意し、地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定第5条により作業を実施します。

平成 年 月 日

いせ有志協力会
代表

4 3 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（一般社団法人日本非常食推進機構）

伊勢市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）との間に、伊勢市内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）伊勢市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- （2）伊勢市以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達の斡旋を要請されたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる事項のうち、乙が保有する物資とする。

- （1）白い小箱（災害用非常食）
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、「緊急物資調達要請書」（第1号様式）の発行をもって実施するものとする。ただし、当該要請書を提出できない事態の場合は、口頭にて調達要請を行い、その後速やかに当該要請書を発行するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規程により調達物資（以下「白い小箱」をいう。）の対価及び運搬にかかる費用については、乙が負担するものとする。但し、乙が、販売に保有している物資について、物資を調達した場合については、甲の負担とする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所及び運搬方法は甲が指定するものとする。ただし、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、物資内容を確認のうえ引き取るものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに、本協定に係る連絡責任者を「連絡責任者届」（第2号様式）により相手方に報告するものとする。また、連絡責任者に変更があった場合についても同様とする。

（保有数量の報告）

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を「物資相違報告書」（第3号様式）により、甲に報告するものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各自1通を保有する

平成24年3月23日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市長 鈴木 健 一 ㊞

乙 三重県四日市市浮橋一丁目4番地3
一般社団法人日本非常食推進機構
代表理事 古 谷 賢 治 ㊞

(第1号様式)

平成 年 月 日

緊急物資調達要請書

一般社団法人日本非常食推進機構
代表理事 古谷賢治 様

_____ 県

_____ 市・町

災害救助に必要な物資の調達要請について

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

1. 災害及び応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容

要請期日	必要とする物資の内容	数量	物資の引渡場所	運搬方法	備考

* 要請量は、1日あたりとする

問い合わせ先
部 課
電話
FAX
担当

第6編
協定等一覧

(第2号様式)

連絡責任者届

【 　　　　　 県・市・町】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【一般社団法人連絡責任者】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

(第3号様式)

平成 年 月 日

物資相違報告書

様

一般社団法人日本非常食推進機構
代表理事 古谷賢治

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」(第7条)に基づき、当社の(物資可能数量・措置状況)を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

地 区	数量	地 区	数量

注：協定書第7条による報告は、配布地区一覧を記入する。

2. 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)

(ア)災害対策本部まで搬入する

(イ)当社の指定場所で引渡し

(ウ)その他 (県・職員が指定する場所で引渡し等)

3. 搬入方法 (陸路 ・ 空路 ・ 海路)

4 4 伊勢市、加賀市災害時相互応援協定書（加賀市）

加賀市と伊勢市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需物資その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- （4）応援に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアのあっせん
- （6）被災児童生徒の受入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 24 年 4 月 20 日

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市長 鈴木 健 一 ⑩

加賀市大聖寺南町二41番地 加賀市長 寺 前 秀 一 ⑩

(立会人)

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市議会議長 西 山 則 夫 ⑩

(立会人)

加賀市大聖寺南町二41番地 加賀市議会議長 岩 村 正 秀 ⑩

4 5 災害時に備えた相互協力に関する申し合わせ（伊勢警察署）

伊勢市（以下「甲」という。）と伊勢警察署（以下「乙」という。）とは、災害時に備えた相互協力に関し、次のとおり申し合わせる。

第1 趣旨

この申し合わせは、伊勢市の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置（以下「災害応急対策」という。）を円滑かつ迅速に講ずることができるようにするため、甲乙の相互協力に関し、必要な事項を申し合わせるものである。

第2 申し合わせ内容

1 情報の相互提供のための措置

甲及び乙は、災害時において、次に掲げる情報を相互に提供するため、甲乙協議の上、連絡窓口の設定等必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 死者、行方不明者、負傷者等人的被害に関する情報
- (2) 建物被害、交通網被害、ライフライン被害等物的被害に関する情報
- (3) 被災者、避難者、災害時要援護者、帰宅困難者等支援を必要とする者に関する情報
- (4) その他災害応急対策に有用と認める情報

2 津波防災地域づくりの推進に関する措置

甲及び乙は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第1項の規程に基づき、甲が作成する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 警戒区域設定に伴う措置

甲及び乙は、甲その他の者が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規程に基づく警戒区域を設定した場合の対応に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 遺体の取扱いに関する措置

甲及び乙は、乙が行う検視並びに遺体の身元確認、安置及び引渡しに関し、甲乙協議のうえ、遺体の取扱場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

5 拾得物等の取扱いに関する措置

甲及び乙は、拾得物等の取扱いに関し、甲乙協議のうえ、拾得物等の保管場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 了解事項

- 1 この申し合わせは、甲と乙との間に強制を課するものでなく、甲乙の相互協力によってその趣旨を実現するものである。
- 2 この申し合わせの内容に含まれない事項及びこの申し合わせの内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決するものとする。

この申し合わせを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成24年5月11日

(甲) 伊勢市岩淵1丁目7番29号
伊勢市長

(乙) 伊勢市神田久志本町1481番地3
伊勢警察署長

（趣旨）

第1条 この協定は、県内の市町（以下「市町」という。）において災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、三重県（以下「県」という。）及び市町相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 県及び市町が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出・救護、防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （4）災害応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- （6）火葬場の提供
- （7）ボランティアの受入支援に関する事項
- （8）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明確にして、無線、電話等により県に要請し、その後速やかに要請に関する文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の提供
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他必要な事項

2 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

3 県は、被災市町から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町に送付するものとする。

4 県は、応援市町との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町に無線、電話等で伝達し、その後速やかに応援に関する文書を送付するものとする。

5 被災市町から県に応援要請するいとまがないときは、直接応援可能な市町に要請することができるものとし、その場合、事後速やかに県に報告するものとする。

6 応援市町は、前項までに規定する応援を行った場合又は行う場合は、速やかにその情報を県へ報告するものとする。

（緊急時における派遣等）

第4条 県は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り、速やかに被災市町に職員を派遣し、その被害状況等について情報収集を行うものとする。

2 県は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。

4 応援市町は、県による連絡調整を待たずに自主的に情報収集及び応援を行うことができるものとし、この場合、速やかにその情報を県に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援を行った県及び市町の負担とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、応援を受けた市町と応援を行った県及び市町が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町が賠償の責めを負う。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援を行った県及び市町の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町の負担額は、応援を行った県及び市町が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
- 6 第4条第1項及び第4項に定める情報収集のための職員派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した県及び市町の負担とする。
(情報交換)
- 第6条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互応援のための連絡窓口等の必要な情報を相互に交換するものとする。
- 2 前項の情報交換を行うため、原則として年1回以上、連絡会議を開催するよう努めるものとする。
(訓練の参加)
- 第7条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県及び市町主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。
(県の役割)
- 第8条 県は、この協定の円滑な運用を図るため、市町に対し支援・協力を行うものとする。
(他の協定との関係)
- 第9条 この協定は、県と市町とが既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。
(その他)
- 第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成24年8月23日から施行する。
(三重県市町村災害時応援協定の廃止)
- 2 三重県市町村災害時応援協定(平成12年9月1日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、県知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町に対しその写しを交付するものとする。

	平成24年8月23日
三重県知事	鈴木 英敬
三重県市長会会長	川上 敢二
三重県町村会会長	谷口 友見

三重県市町災害時応援協定書 実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、三重県市町災害時応援協定書（以下「協定書」という。）第10条第1項に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定書第6条の連絡窓口は、三重県地域防災計画添付資料によるものとする。

(ブロック体制)

第3条 協定書第3条及び第4条に基づく応援要請、連絡調整及び応援活動を迅速かつ確実に行うため、別表1に掲げるブロック体制の枠組みを原則とした複数ブロックにわたる広域応援を実施する。

2 被災市町への応援を円滑に実施するため、三重県地方災害対策部が各ブロック内の市町の連絡調整及び、三重県災害対策本部との連絡調整を行うこととする。

3 各ブロックにおいては、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より各市町、各ブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる支援体制を構築することに努める。

(応援要請の手続)

第4条 被災市町は別表1に掲げるブロックに所属する三重県地方災害対策部に対し、応援要請を行うものとする。

2 被災市町は三重県地方災害対策部が被災し連絡が取れない場合等には、三重県災害対策本部に対し、応援要請を行うものとする。

3 協定書第3条第1項に定める応援要請に用いる文書は別表2とする。

(応援実施の手続)

第5条 被災市町から応援要請を受けた三重県地方災害対策部は、ブロック内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかにブロック内の市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、三重県災害対策本部と連携の上、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

2 三重県地方災害対策部は、ブロック内の被害が甚大で、ブロック内の市町では応援活動が不可能な場合、及び不十分である場合、三重県災害対策本部へ他ブロックからの応援について要請するものとする。

3 三重県地方災害対策部から応援要請を受けた三重県災害対策本部は、三重県内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに各ブロック間の連絡調整を行った上で、応援可能なブロックに所属する三重県地方災害対策部に応援を指示するものとする。

4 第3項の指示を受けた三重県地方災害対策部は、応援可能な市町へ応援を要請するとともに、三重県災害対策本部と連携の上、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

5 三重県地方災害対策部は、前項までに規定する応援要請及び応援活動を行った場合又は行う場合は、三重県災害対策本部へ報告するものとする。

6 前項までに規定する手続きに用いる文書は別表2とする。

(情報収集)

第6条 県は協定書第4条に定める情報収集に係る職員の派遣が不可能である場合には、ヘリコプターやその他効果的な情報収集手法を用いて情報収集に努めることとする。

2 県は情報収集によって知り得た情報は、必要に応じて被災市町及び他の市町へ速やかに伝達するものとする。

(情報交換)

第7条 協定書第6条第1項の規定に基づく必要な情報の交換は次のとおりとし、毎年4月1日現在の情報を取りまとめ、情報共有を行うものとする。

(1) 第2条に規定する連絡窓口となる担当部局、担当者及び連絡手段

(2) 備蓄物資、業者提携物資

- (3) 物資拠点及び輸送ルート
- (4) 避難所及び収容可能人数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

(その他)

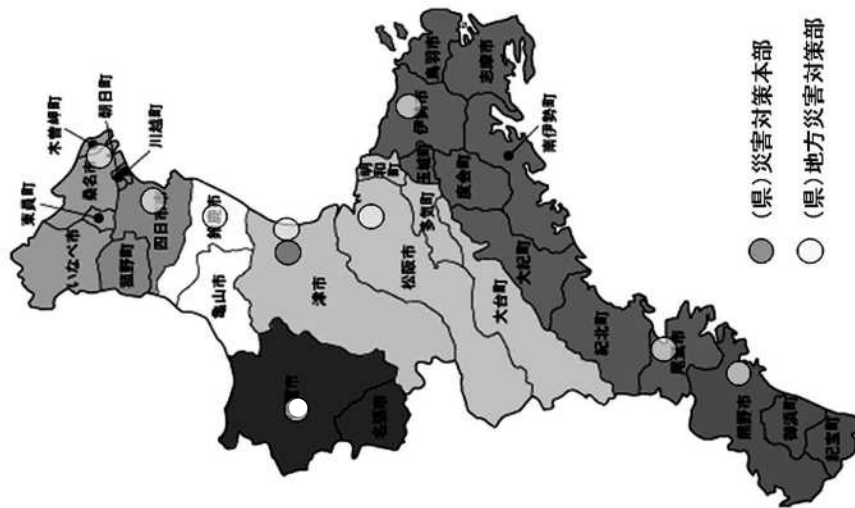
第8条 協定書及び実施細目の円滑な運用を図るため、三重県災害対策本部を所管する部署に事務局を設置し、第7条に規定する情報の取りまとめ、連絡会議の開催、訓練の案内等を行うものとする。

- 2 前条までに規定する別表については、各市町の同意を得た上で必要に応じて変更できるものとし、変更後速やかに各市町へ報告するものとする。

平成25年2月14日

別表1 三重県における広域応援ブロック体制

(県)災害対策本部	津市広明町13 059-224-2189(101-8-2189)
三重県市長会 事務局	津市桜橋2丁目96番地 059-225-1376
三重県町村会 事務局	津市桜橋2丁目96番地 059-225-2138



平成25年2月現在

ブロック (地方災害対策部)所在地・連絡先	構成市町	所在地	連絡先	備考
桑名 桑名市中央町5丁目71 0594-24-3600(121-8-607)	桑名市	桑名市中央町2丁目37番地	0594-24-1185(205-11)	
	いなべ市	いなべ市員弁町笠田新田111番地	0594-74-5805(322-11)	
	木曽岬町	木曽岬町大字西刈海地251番地	0567-88-6100(303-11)	
四日市 四日市新正4丁目21-5 0593-52-0554(122-8-560)	東員町	東員町大字山田1600	0594-86-2824(324-11)	
	四日市市	四日市市諏訪町1-5	059-354-8119(202-11)	
	朝日町	朝日町大字小向893	059-377-5651(343-11)	
	川越町	川越町大字粟田一色280番地	059-366-7113(344-11)	
鈴鹿 鈴鹿市西桑5丁目117 059-382-9786(140-8-2101)	菟野町	菟野町大字酒田1250	059-391-1100(341-11)	
	鈴鹿市	鈴鹿市神戸1丁目18番18号	059-382-9968(207-11)	
津 津市桜橋3丁目446-34 059-223-5300(123-8-5300)	龜山市	龜山市本丸町577	0595-84-5035(210-11)	
	津市	津市西丸之内23番1号	059-229-3104(201-11)	
松阪 松阪市高町138 0598-50-0503(125-8-308)	松阪市	松阪市殿町1340番地1	0598-53-4313(204-11)	
	多気町	多気町相可1600	0598-38-1111(441-18)	
	明和町	明和町大字馬之上945	0596-52-7110(442-11)	
	大台町	大台町大字佐原750	05988-2-3781(443-11)	
伊勢 伊勢市勢田町622 0596-27-5115(126-8-5115)	伊勢市	伊勢市岩淵1-7-29	0596-21-5523(203-11)	
	鳥羽市	鳥羽市鳥羽三丁目1番1号	0599-25-1111(211-11)	
	志摩市	志摩市鷺方3098-22	0599-44-0203(524-11)	
	玉城町	玉城町田丸114番地2	0596-58-8200(461-11)	
	南伊勢町	南伊勢町五女所浦3057番地	0599-66-1111(464-11)	
	大紀町	大紀町錦736-7	0598-73-3318(467-11)	
伊賀 伊賀市四十九町2802 0595-24-8003(124-8-7003)	度会町	度会町棚越1215-1	0596-82-1111(470-11)	
	伊賀市	伊賀市上野丸之内116番地	0595-22-9640(206-11)	
尾鷲 尾鷲市坂場西町1番1号 0597-23-3409(127-8-3409)	名張市	名張市鴻之台1番町1番地	0595-63-7271(208-11)	
	尾鷲市	尾鷲市中村町10番57号	0597-23-8118(209-11)	
熊野 熊野市井戸町371 0597-89-6105(128-8-6105)	紀北町	紀北町紀伊長島区東長島769番地1	0597-46-3114(542-11)	
	熊野市	熊野市井戸町796番	0597-89-4111(212-11)	
	御浜町	御浜町大字阿田和16120-1	05979-3-0507(561-11)	
	紀宝町	紀宝町藤殿24番地	0735-33-0333(564-11)	

※NTT回線(衛星系無線)

4 7 災害時における飲料水の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）

伊勢市(以下「甲」という。)と株式会社 伊藤園(以下「乙」という。)は、災害時における飲料水の提供(以下「飲料水提供」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(協力)

第1条 原則として甲が災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があった時は、乙は、当該要請に協力するものとする。

2 乙は、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

(要請)

第2条 甲は、前条第1項の要請を文書により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第3条 飲料水提供に係わる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の価格は、災害発生直前における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

(運搬)

第4条 飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力のうえ行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

(防災意識の向上)

第5条 乙は、日常的に社員の防災意識の向上に努め、必要に応じ、甲又は自治会等が行う防災訓練等に参加するものとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

2 乙は、市民の防災意識の向上に資するため、甲と協力し、平常時における各店舗での防災啓発等に努めるものとする。

(有効期間等)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年9月20日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社伊藤園
総務部部長 松本 功一

4 8 災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定書（市内福祉タクシー業者5社）

伊勢市(以下「甲」という。)と ○○○ (以下「乙」という。)とは、伊勢市内に地震、風水害やその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に際し、緊急の入院加療等を必要としない者で、市が開設した指定避難所では避難生活に支障をきたすなど、特別な配慮が必要な在宅の者(以下「丙」という。)の避難輸送協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等において、甲及び乙が協力して、丙を市が指定する避難所等(以下「避難所」という。)から介護保険施設等の福祉避難所へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時等において丙を福祉避難所へ輸送する必要があると判断したときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する事業用車両による丙の輸送業務
- (2) その他丙の輸送に必要な業務

(協力の範囲)

第4条 乙は、前条の規定により甲からの協力の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力を努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、避難輸送を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時等に支障をきたさないよう備えるものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき、避難輸送協力に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるタクシー料金を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の支払い)

第7条 避難輸送協力に要した経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(事故報告)

第8条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第9条 乙は、その事業用車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 乙は、乙が雇用している運転者が避難輸送協力中に死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法等を適用し、補償を行うものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

平成 24 年 11 月 28 日に締結した「災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定書」は、本協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 2 日

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

甲 伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙

4 9 地震・津波・風水害等の緊急時における協定書（南三重電気工事協同組合）

伊勢市、伊勢市水道事業及び伊勢市下水道事業(以下「甲」という。)と南三重電気工事協同組合(以下「乙」という。)は、地震・津波・風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事(以下「災害応急工事」という。)の施工に関して次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川及び上下水道施設等の公共土木施設(以下「公共施設」という。)において、電気設備に係る災害が発生した際に、甲及び乙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

また、大規模地震等に際しては、甲の管理する道路以外の主要道路の状況についても2者が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保について状況調査を行うものとする。

(定義)

第2条 この協定において「調査」とは、公共施設と緊急輸送に必要な道路の被災状況の把握及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは2次災害の発生・誘発の恐れがある場合及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保等緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする

(協力要請)

第3条 甲は、災害の調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙に協力を要請する。

2 乙は前項の要請があった際は、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

(緊急連絡応援体制ネットワーク)

第4条 甲及び乙は、協力要請や情報共有のため、緊急連絡応援体制ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を確立するものとする。

2 甲及び乙は前項の体制に変更が生じた場合、速やかにネットワークを作成し、これを甲が取りまとめ、協定者間のネットワークの確立を図るものとする。

(要請の方法)

第5条 甲は、第3条第1項に掲げる協力要請を行う際は、協定者間で協議し、乙に別紙要請書により要請するものとする。

(災害応急工事及び調査の実施)

第6条 乙は、甲の指示に従い災害応急工事及び調査を実施するものとする。但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙の判断により災害応急工事及び調査を実施するものとし、必要に応じて乙が相互連絡し協働するものとする。

2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された災害応急工事及び調査については被災後3日以内に着手前の状況及び施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

3 甲の要請する災害応急工事及び前項で乙が実施する災害応急工事の内容については下記のとおりとする。

- (1) 公共施設状況及び緊急輸送道路状況の調査
- (2) 電柱、照明柱等の倒壊及び架線の交通障害物の除去
- (3) 増破防止措置
- (4) 仮復旧及び仮設工事
- (5) 構造物等への電源供給
- (6) 避難所及び収容施設の応急補修
- (7) 応急電気資材の手配と収集
- (8) その他必要な措置

(費用の精算)

第7条 甲は、第3条の協力要請に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、災害発生時の甲の採用する精算基準等により精算を行う。

(訓練・研修の実施)

第8条 甲及び乙は、緊急時を想定した連携訓練を必要に応じ実施するものとし、その内容・結果等について、2者で協議・改善していくものとする。

2 甲及び乙が緊急時に適切な判断により調査又は災害応急工事に着手できるよう、甲は、乙に緊急輸送道路及び各公共施設の重要度などについての研修を必要に応じて実施するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年1月30日

甲 三重県伊勢市岩淵1丁目7-29
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市水道事業
伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市下水道事業
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市御菌町高向863-1
南三重電気工事協同組合
理事長 鈴木 茂

50 津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書（マンションアルタイル所有者）

伊勢市（以下「甲」という。）とマンションアルタイル所有者（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が所有する施設を地域住民などの津波緊急避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波緊急避難所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	マンションアルタイル
所在地	伊勢市御薗町上條 1469-1
所有者	
構造等	RC造 4階建て
建築年月	平成18年10月1日
使用場所	2階以上廊下及び階段
使用場所の面積	135.3㎡

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがあるときから、乙及び地域住民等が津波緊急避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を津波緊急避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が施設の一部を破壊しなければ避難が困難であり、やむを得ず破壊したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（施設の解錠）

第6条 対象施設の解錠は、乙の職員又は乙の指定するものが行うものとする。

（利用者責任）

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所表示、公開）

第8条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年2月20日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 伊勢市御薊町上條502番地
山崎 力

5 1 津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書（三重県）

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が所有する施設を地域住民などの津波緊急避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波緊急避難所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	県営住宅五十鈴川団地
所在地	伊勢市二見町西 185-58
所有者	三重県
構造等	RC造 4階建て
建築年月	昭和59年4月
使用場所	階段（2階以上）
使用場所の面積	64.8㎡

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがあるときから、乙及び地域住民等が津波緊急避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を津波緊急避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が施設の一部を破壊しなければ避難することが困難であり、やむを得ず破壊したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（施設の解錠）

第6条 対象施設の解錠は、乙の職員又は乙の指定するものが行うものとする。

（利用者責任）

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所の表示と公開）

第8条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年2月20日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

5 2 災害時における浴場の使用等に関する協定書（伊勢公衆浴場組合）

伊勢市（以下「甲」という。）と伊勢公衆浴場組合（以下「乙」という。）とは、伊勢市等に災害が発生した場合に、乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する浴場施設の使用等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、伊勢市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害（以下「災害」という。）が発生した場合等において、甲の要請に応じて、乙が実施する被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者、救援活動等に従事する者等として甲が認めた者をいう。以下同じ。）等の支援協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 甲は、次に掲げることに際して、乙に対し、支援協力を要請することができるものとする。

- （1）伊勢市内に災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。
- （2）隣接市町等における災害救助等のため、近隣市町等から甲に対して応援要請があったとき。
- （3）その他市長が必要と認めたとき。

（要請）

第3条 甲は、前条に基づき、施設の利用を必要とするときは、乙に文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、速やかに組合員に連絡し、支援協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

（支援協力施設と内容）

第4条 対象施設については、別紙記載の乙に加盟する施設で要請時に支援協力が可能な施設とし、甲が乙に要請する支援協力の内容は、別紙及び次に掲げるものとする。

ただし、支援協力の内容、方法等については、甲乙協議し、決定するものとする。

- （1）被災者等の入浴支援及び入浴にかかる支援
- （2）井戸水等の水の提供（生活水）

（使用者の輸送）

第5条 施設の使用に伴う使用者の輸送が必要となった場合は、原則として甲が行うものとする。

（費用経費の負担）

第6条 支援協力を要する経費は、災害救助法が適用される場合にあつては、同法に定めるところにより、それ以外の場合にあつては、原則として災害発生時直前の価格を基準とし、相当額を甲若しくは被災市町等が負担するものとする。

（費用経費の決定）

第7条 前条の規定による費用については、甲乙協議し、決定するものとする。

（費用経費の支払い）

第8条 甲は、第6条に要した費用については、乙による関係施設分の取りまとめ、請求に基づき支払うものとする。

（原状回復）

第9条 甲は、支援協力期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、回復の部分に要する費用の負担については、甲乙協議するものとする。

（利用者責任）

第10条 乙は、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（有効期限）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義等が生じた事項については、その都度、甲乙協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。
平成25年2月25日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木健一

乙 伊勢市河崎1丁目7番39号
伊勢公衆浴場組合
理事長 玉木睦巳

5 3 三重県防災ヘリコプター支援協定（三重県、市町、消防一部事務組合）

（趣旨）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定に基づき市町等が防災ヘリの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定における災害とは、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（支援要請）

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次の各号いずれかに該当し、防災ヘリの活動が必要と判断した場合に三重県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合

(2) 発災市町等の消防力のみでは、災害の防ぎよ又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、緊急性があり、防災ヘリによる活動が適切と認められる場合

2 前項に規定する支援要請は、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

（支援要請方法の特例）

第5条 知事は、前条の規定による発災市町等の長から支援要請がない場合でも、能動的に収集した被災状況から防災ヘリの支援が必要と認めるときは、当該発災市町等に防災航空隊を派遣するものとする。この場合において、知事は、この旨を速やかに当該発災市町等の長に通知するものとする。

（防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、第4条第1項の規定により支援要請があったときは、当該発災市町等における気象状況等、防災ヘリの運航に必要な条件を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定による支援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（他県等への応援要請）

第7条 知事は、災害の規模等により他県等知事等との間で別途締結している協定に基づき、他県等が保有する防災ヘリコプターの応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該発災市町等の長の要請がある場合は、他県等知事等に対して応援を要請するものとする。

（防災航空隊の活動）

第8条 第6条第1項及び前条の規定により支援する場合における防災航空隊の活動は、支援を求めた市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第9条 この協定に基づく支援に要する防災ヘリの運航経費は、三重県が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、三重県と市町等が協議のうえ、定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成25年3月1日から適用する。

平成19年3月1日に締結した「三重県防災ヘリコプター応援協定」は、廃止する。

この協定の証として、本書34通を作成し、知事と市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

5 4 津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書（西区自治会）

伊勢市（以下「甲」という。）と西区自治会（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が所有する施設を地域住民などの津波緊急避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波緊急避難所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	西農業研修センター
所在地	二見町西 1122 番地
所有者	西区自治会
構造等	RC 造 2 階建て
建築年月	昭和 57 年 3 月
使用場所	2 階以上
使用場所の面積	2 階 76.76 m ² 屋上 48 m ² 計 124.76 m ²

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがあるときから、乙及び地域住民等が津波緊急避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、対象施設を津波緊急避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が施設の一部を破壊しなければ避難が困難であり、やむを得ず破壊したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（施設の解錠）

第6条 対象施設の解錠は、乙の職員又は乙の指定するものが行うものとする。

（利用者責任）

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所表示、公開）

第8条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月12日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市二見町西866番地
西区自治会
区長 柏端 弘三

5 5 津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書（伊勢広域環境組合）

伊勢市（以下「甲」という。）と伊勢広域環境組合（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が所有する施設を地域住民などの津波緊急避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波緊急避難所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	伊勢広域環境組合清掃工場
所在地	三重県伊勢市西豊浜町 653
所有者	伊勢広域環境組合
構造等	RC 造（一部 S 造）
建築年	昭和 50 年、昭和 60 年、平成 4 年
使用場所	2 階プラットホーム
使用場所の面積	約 870m ²

施設名称	伊勢広域環境組合クリーンセンター
所在地	三重県伊勢市植山町 245-1
所有者	伊勢広域環境組合
構造等	RC 造
建築年	平成 4 年
使用場所	2 階脱水機室
使用場所の面積	約 175m ²

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがあるときから、乙及び地域住民等が津波緊急避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を津波緊急避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が破壊しなければ避難が困難であり、やむを得ず破壊したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（施設の解錠）

第6条 甲は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において速やかに津波緊急避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

(利用者責任)

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(津波緊急避難所表示、公開)

第8条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月18日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市西豊浜町653
伊勢広域環境組合
管理者 鈴木 健一

56 災害時要援護者の要援護者避難所として施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人 伊勢亀鈴会)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、伊勢市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人伊勢亀鈴会（以下「乙」という。）に対し、要援護者避難所として施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 伊勢市災害時要援護者登録制度に登録している者
- (2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

(施設の使用の要請)

第3条 甲は、要援護者があらかじめ指定する避難所では対応できない場合、次に掲げる施設を要援護者避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 指定障害者支援施設・指定生活介護事業所 「宮の里ミタスメモリアルホーム」
(度会郡玉城町宮古728番地18)

(協力の受諾)

第4条 乙は、甲から第3条に定められた協力の要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

(要請の手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設等の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼があった場合は、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。ただし、それによりがたいときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護ができるようボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 要援護者が利用期間内に要した経費については、原則として協力を要請した甲の負担とする。ただし、甲が負担する経費の価格については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、必要物資の調達等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3カ月前に文書で相手方に通知しなければならない。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月22日

- 甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

- 乙 鈴鹿市八野町428番地1
社会福祉法人 伊勢亀鈴会
理事長 横山 仁司

57 津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書（マンション大山所有者）

伊勢市（以下「甲」という。）とマンション大山所有者（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が所有する施設を地域住民などの津波緊急避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波緊急避難所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	マンション大山
所在地	伊勢市御園町上條 1469-5
所有者	
構造等	RC造 3階建て
建築年月	平成11年3月27日
使用場所	2階以上廊下及び階段
使用場所の面積	約84㎡

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがあるときから、乙及び地域住民等が津波緊急避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を津波緊急避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が施設の一部を破壊しなければ避難が困難であり、やむを得ず破壊したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（施設の解錠）

第6条 対象施設の解錠は、乙の職員又は乙の指定するものが行うものとする。

（利用者責任）

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所表示、公開）

第8条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 伊勢市御薊町上條504番地
大西 劔之助

5 8 津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書（アビーロード所有者）

伊勢市（以下「甲」という。）とアビーロード所有者（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が所有する施設を地域住民などの津波緊急避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波緊急避難所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	アビーロード
所在地	伊勢市御園町上條 1469-8
所有者	
構造等	RC造 4階建て
建築年月	平成14年10月4日
使用場所	2階以上廊下及び階段
使用場所の面積	約137㎡

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがあるときから、乙及び地域住民等が津波緊急避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を津波緊急避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が施設の一部を破壊しなければ避難が困難であり、やむを得ず破壊したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（施設の解錠）

第6条 対象施設の解錠は、乙の職員又は乙の指定するものが行うものとする。

（利用者責任）

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所表示、公開）

第8条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 伊勢市御菌町上條504番地
大西 劔之助

59 津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書（イオンリテール株式会社）

伊勢市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社東海カンパニー（以下「乙」という）は、次のとおり津波発生時における地域住民等の一時避難施設としての使用に関する協定を締結する。

第1条(趣旨)

この協定は、甲の区域内で大規模地震に伴う津波が発生した場合において、乙の所有または管理する施設を地域住民の緊急避難施設として甲が一時使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

設を地域住民の緊急避難施設として甲が一時使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条(使用施設)

乙は、甲の要請に基づき、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 三重県伊勢市楠部町乙160番地2
- (2) 所有者 イオンリテール株式会社
- (3) 名称 イオン伊勢店
- (4) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建
- (5) 建築年月 1997年4月

第3条(使用範囲)

甲は、次に掲げる範囲を一時使用できるものとする。

- (1) 避難場所 屋上駐車場 12,606㎡
- (2) 避難経路 駐車場スロープ
- (3) 出入口 駐車場出入口

第4条(連絡責任)

この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

- (1) 甲：伊勢市危機管理課
- (2) 乙：イオンリテール株式会社 東海カンパニー

2 甲及び乙は、緊急の連絡体制、連絡方法等について協議して定めておくものとする。

第5条(使用範囲の変更・解除)

乙は、本件施設の増改築・閉鎖等により第3条の内容を変更する必要がある場合又は津波避難施設としての使用が困難となるときは、甲に対する申し入れにより、使用範囲の変更又は当該施設の津波避難施設指定を解除できるものとする。

第6条(使用期間)

本件施設の使用期間は、大規模地震に伴い三重県南部に津波警報が発表されたときから、当該警報の解除により終了するまでとする。

第7条(避難誘導及び退去誘導)

甲は、避難地域および本件施設に甲が指定する職員又は地域住民組織等の役員を派遣し、一時避難した地域住民の対応にあたるものとする。

2 甲の本件施設の使用に関しては、避難場所の安全と収容面積確保のため、地域住民に対し本件施設への自動車の進入を禁止することとする。

3 甲は、津波警報が解除されたときは、甲の責任において速やかに避難住民を本件施設外に誘導し、退去させるものとする。

4 甲は、前条の使用期間終了後については、他の避難場所を用意するなどして、地域住民の安全と円滑な退去誘導を実現するものとする。

第8条(費用負担)

本件施設内の使用範囲の使用料は無料とする。

2 乙は、甲の要請にもとづき、本件施設に一時避難している地域住民に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供するものとし、甲はその費用を負担するものとする。

第9条（施設破損時の対応）

本件施設が津波避難ビルとして使用された場合において、地域住民等の一時的な避難に伴い本件施設の破損が生じた場合は、甲が修復に係る費用を負担するものとする。

第10条（避難時の事故等に係る責任）

乙は、本件施設に地域住民等が避難した際に、発生した事故等に対する責任を一切負わないものとし、甲が責任をもって解決する。

第11条（避難方法の周知徹底）

甲は、日常より地域住民に対し、津波避難の際に原則として自動車を使用しないことを周知徹底するものとする。

第12条（津波避難施設の表示等）

甲は、原則として本件施設について津波避難ビルの表示を行うとともに、ホームページ等で地域住民へ周知するものとする。また、甲は第5条の指定解除の場合についても表示の撤去及びホームページ等で地域住民に周知するものとする。

第13条（有効期限）

この協定の有効期間は締結の日から平成26年3月25日までとする。ただし、有効期間満了の日の前1箇月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

第14条（疑義等の決定）

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長

乙 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番1号
イオンリテール株式会社
東海カンパニー
支社長

60 津波発生時における津波緊急避難場所としての使用に関する協定書（学校法人皇學館）

伊勢市（以下「甲」という。）と学校法人皇學館（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が所有する施設を地域住民などの津波緊急避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、津波緊急避難場所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波緊急避難場所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	皇學館大学
所在地	伊勢市神田久志本町1704番地
所有者	学校法人 皇學館
使用場所	皇學館大学 第1グラウンド
使用場所の面積	13,963 m ²

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難場所としての使用が不可能となるとときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがあるときから、乙及び地域住民等が津波緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を津波緊急避難場所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が破壊しなければ避難が困難であり、やむを得ず破壊したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（利用者責任）

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所表示、公開）

第7条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 伊勢市神田久志本町1704番地
学校法人 皇學館
理事長 佐古 一洸

6 1 津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書（イオンタウン株式会社）

伊勢市（以下「甲」という。）とイオンタウン伊勢ララパーク（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が所有する施設を地域住民などの津波緊急避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波緊急避難所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	イオンタウン伊勢ララパーク
所在地	伊勢市小木町 538 番地
所有者	イオンタウン株式会社
構造等	S造 地上2階建て
建築年月	2003年9月
使用場所	屋上駐車場
使用場所の面積	使用場所 屋上駐車場面積 11,500 m ² 駐車台数 428 台分

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難所としての使用が不可能となるとときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがあるときから、乙及び地域住民等が津波緊急避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において対象施設を津波緊急避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が破壊しなければ避難が困難であり、やむを得ず破壊したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（施設の解錠）

第6条 対象施設の解錠は、乙の職員又は乙の指定するものが行うものとする。

（利用者責任）

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所表示、公開）

第8条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、
甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

甲 三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 伊勢市小木町 538 番地
イオンタウン株式会社
イオンタウン伊勢ララパーク
モールマネージャー 森田 一

6 2 災害時における指定避難所としての使用に関する協定書（三重県）

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）は、伊勢市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が所有する施設を地域住民等に指定避難所（以下「避難所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、指定避難所とは想定される各種災害から身の安全が確保できる施設のことを指す。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を避難所として、災害時等に地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	三重県営総合競技場陸上競技場
所在地	伊勢市宇治館町 510
所有者	三重県
構造等	RC 造一部 S 造 4階建て
建築年月	平成 29 年 10 月
使用場所	施設全体(災害規模に応じて場所を特定)

施設名称	三重県営総合競技場体育館(別館)
所在地	伊勢市宇治館町 510
所有者	三重県
構造等	RC 造 2階建て
建築年月	昭和47年4月
使用場所	別館フロア
使用場所の面積	810 m ²

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、伊勢市内に地震、風水害及びその他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲の指示により乙及び地域住民等が避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。

（連絡体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（施設の開錠）

第7条 乙は、災害時等において甲の要請により速やかに、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難所の開設及び運営に協力する。

(利用者責任)

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(指定避難所表示、公開)

第9条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで避難所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、平成31年4月1日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年2月25日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

6 3 災害時における災害時要援護者の支援に関する協定書（三重県）

三重県（以下、「甲」という。）と伊勢市（以下、「乙」という。）とは、伊勢市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難行動要支援者の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が協力して、支援を必要とする聴覚障がい者への支援を行うために必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定に係る活動及び報告は、三重県聴覚障害者支援センター（以下、「センター」という。）が行う。

（定義）

- 第2条 この協定における対象者は、伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画で定める避難行動要支援者のうち、聴覚の部位に障がいを有する者またはそれに準ずる状態にある者をいう。

（情報提供及び支援要請）

- 第3条 乙は、センターに対し、避難行動要支援者のうち避難支援等関係者に情報提供の同意を得ている者の名簿「防災ささえあい名簿」を平常時から提供する。ただし、提供する「防災ささえあい名簿」は、聴覚の部位に障がいを有する者のみとする。
- 2 支援の要請手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 センター及び乙は、避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時に支障をきたさないよう備えるものとする。

（災害時の支援活動）

- 第4条 センターは、乙から前条に規定する要請があったときは、乙の協力のもと、避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、伊勢市内で震度5強以上の地震が発生したとき又は乙が避難準備情報、避難勧告若しくは避難指示を発令したときは、乙からの要請の有無にかかわらず、センターは、「防災ささえあい名簿」を活用し、対象者の安否確認や支援を行うことができる。

（経費の負担）

- 第5条 この協定に基づき、支援活動に要した経費は、乙が負担する。
- (3) 前項の経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

- 第6条 支援活動に要した経費は、甲の請求により、乙が支払うものとする。
- 2 乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を甲に支払うものとする。

（災害時の活動報告）

- 第7条 センターは、避難行動要支援者の支援活動に関し、人的被害や物的被害を把握したときは、ただちに乙へ連絡するものとする。
- 2 乙は、必要に応じてセンターに対し、避難行動要支援者の被害状況等を問い合わせることができる。
- 3 センターは、避難行動要支援者の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ支援活動報告書を提出するものとする。

（事故）

- 第8条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第9条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、センターの責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 センターは、センターが派遣した者が、乙からの要請に基づく支援活動中に死亡又は負傷する場合を考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講じるものとする。

2 前項における災害ボランティア保険の加入経費は、センターが負担するものとする。

(「防災ささえあい名簿」の保管及び返還)

第11条 センターは、第4条に規定する支援活動及び支援活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等以外の目的で「防災ささえあい名簿」を利用してはならない。

2 センターは、「防災ささえあい名簿」に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割から離れた後も同様とする。

3 センターは、「防災ささえあい名簿」を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理をしなければならない。

4 センターは、センター職員及び聴覚障がい者災害支援サポーター以外に「防災ささえあい名簿」を使用させてはならない。

(平常時の協力体制)

第12条 センターは、平常時からセンターの広報等で伊勢市避難行動要支援者制度を広く周知し、伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づく個別避難計画の作成時には「防災ささえあい名簿」を活用し、必要な協力を行う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

平成26年4月1日に締結した「災害時における災害時要援護者の支援に関する協定書」は、本協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月2日

津市広明町13番地

甲 三重県
三重県知事 鈴木 英敬

伊勢市岩渕1丁目7番29号

乙 伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

6 4 映像情報の提供に関する協定書（国土交通省三重河川国道事務所）

国土交通省三重河川国道事務所（以下「甲」という。）及び伊勢市（以下「乙」という。）は、甲の有する映像情報（以下「映像情報」という。）の提供、並びに乙がこれらの提供を受け活用することに関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が有する映像情報を乙に提供し、乙が提供された情報を活用することにより、流域住民の洪水被害等の予防、及び防災意識の高揚を図ることを目的とする。

（提供する情報の内容及び提供方法）

第2条 甲が乙に提供する河川映像情報の内容は、別紙1のとおりとする。

2 映像情報については原則甲が直接乙に提供するものとする。

（情報提供内容の変更）

第3条 基本協定書の締結後において、提供する映像情報の内容等に変更が生じる場合には、適宜、甲及び乙は協議を行い、別紙の内容を見直すものとする。

（費用負担）

第4条 費用負担については、原則、次に掲げる事項のとおりとする。

（1） 甲の有する映像情報を常設の回線により乙に提供する場合、映像情報の回線工事、回線使用料等の費用については、別紙2のとおりとする。

（2） 常設の回線が確保されていない場合及び乙の要請に基づき映像を提供する場合は、回線の確保に必要な経費は、乙の負担とする。

（提供された情報の放送等）

第5条 乙は、提供を受けた河川映像情報の放送等に際し、適宜、映像の出所（提供元）について表示するものとする。

（情報に対する責任）

第6条 乙は、受信する河川映像情報について、次に掲げる事項の場合は、その責任を甲に問わないものとする。

（1） 天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止又は異常値の送信。

（2） 保守、点検による情報送信の停止。

（情報の他への提供の禁止）

第7条 乙は、提供を受けた情報を自ら放送等に活用する以外に甲の許可なしに他の者に提供してはならない。

（意見交換）

第8条 甲及び乙は、この協定の趣旨に鑑み、提供情報及びその活用状況等について随時意見交換を行うとともに、必要に応じ提供情報及びその活用のあり方について見直しを図るものとする。

（協議事項）

第9条 この協定書に記載のない事項が発生した場合は、甲及び乙は協議のうえ決定するものとする。

（有効期限等）

第10条 この協定の有効期限は、平成26年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれから本協定の改廃に申し出がないときは、更に1年継続するものとし、当該期限が満了したときも同様とする。

以上協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 5 年 7 月 1 1 日

甲 三重県津市広明町 2 9 7
国土交通省 三重河川国道事務所
事務所長

乙 三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 2 9 号
伊勢市
伊勢市長

6 5 災害時における医療救護活動に関する協定書（一般社団法人伊勢地区医師会）

伊勢市（以下「甲」という。）と一般社団法人伊勢地区医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伊勢市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が実施する災害医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに必要な事項を定めることを目的とする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、医療救護班による災害医療救護活動を実施するため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、災害医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し災害時医療救護計画に基づき編成した医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請をうけた場合は、速やかに医療救護班を甲が指定する救護所に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し医療救護班の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書又は口頭等により行うものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出動に要する人数及び医薬品、資器材等
- (4) その他必要事項

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により、第5条に定める救護所へ直行するものとする。ただし災害の状況により必要に応じ、指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で第5条に定める救護所へ行くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への輸送は、甲が行うものとする。

（救護所）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じて、現地に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めときは、被災地周辺の収容医療施設に、乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置することができる。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の状態判定
- (2) 医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 傷病者に対する応急処置
- (4) 死亡の確認
- (5) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第7条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害時医療救護計画に基づき乙が行うものとする。

（連絡調整）

第8条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定する者が協議して行うものとする。

(医薬品等)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。

ただし、乙から要請があった場合は甲が調達する。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(医療費)

第10条 甲が設置する救護所等における応急的な災害医療救護活動は、原則として無償で行うものとする。

2 後送医療施設における医療に係る医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に伴う経費

ア 医療救護班の派遣に要する費用弁償

イ 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

ウ 医療救護班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の実費弁償

エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(2) 第5条第2項の定めにより、収容医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により収容医療施設に損傷が生じたときの修繕費、前号ア、イ、ウに定める経費及び光熱費等の実費弁償

(災害補償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班員が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間、及び救護所との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年11月1日市条例第30号)」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 この協定に基づき実施した災害医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じた場合、甲は責任をもってその処理にあたり、乙又は当該医師に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第14条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(細 則)

第15条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月18日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木健一

乙 伊勢市勢田町613-12
一般社団法人 伊勢地区医師会
会長 畠中節夫

6 6 災害時における避難所としての使用に関する協定書（三重県立伊勢工業高等学校）

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県立伊勢工業高等学校（以下「乙」という。）は、伊勢市内に地震、風水害、津波、その他の災害等が発生した、又は発生する恐れがある場合（以下「災害等発生時」という。）に、乙が管理する施設を地域住民等に指定避難所及び津波緊急避難所（以下「避難所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、指定避難所とは想定される各種災害から身の安全が確保できる施設のことを、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設のことを指す。

（使用施設）

第1条 乙は、乙が管理する次に掲げる施設を避難所として災害時等に地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	三重県立伊勢工業高等学校
所在地	伊勢市神久2丁目7-18
管理者	伊勢工業高等学校長
避難所の種類	指定避難所 津波緊急避難所

- 2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。
- 3 乙は、対象施設の増改築等により対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。
- 4 対象施設において、避難者に使用させる場所は原則として管理棟及び普通教室棟の2階以上の各室及び通路等とする。

（指定避難所等の開設）

第2条 甲は、災害等発生時に乙が管理する施設を指定避難所等として開設する場合は、事前にその旨を乙に対して通知するものとする。

- 2 甲は、指定避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせず開設することができるものとする。ただし、甲はすみやかに乙に対し通知するものとする。

（使用期間）

第3条 対象施設の使用期間は、災害等発生時から乙及び地域住民等が避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（指定避難所等の管理）

第4条 災害等発生時の指定避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲は、指定避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 3 甲は、指定避難所等を開設している期間に応じて、避難者のための飲料水、食糧等の手配を行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、災害等発生時において対象施設を避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第6条 施設の避難所としての使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。

（協力体制）

第8条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

- 2 前項の目的を達するため、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を交換し、随時更新する。

（施設の開錠）

第9条 乙は、災害等発生時において速やかに避難所としての機能を果たせるよう、施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、学校運営に支障のない範囲で避難所の開設及び運営に協力する。

(利用者責任)

第10条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(指定避難所表示、周知)

第11条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで避難所として指定し、原則としてそれを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年8月7日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市神久2丁目7-18
三重県立伊勢工業高等学校
校長 和田 健治

6 7 災害時における避難所としての使用に関する協定書（三重県立宇治山田高等学校）

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県立宇治山田高等学校長（以下「乙」という。）は、伊勢市内に地震、風水害、津波、その他の災害等が発生した、又は発生する恐れがある場合（以下「災害等発生時」という。）に、乙が管理する施設を地域住民等に指定避難所及び津波緊急避難所（以下「避難所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、指定避難所とは想定される各種災害から身の安全が確保できる施設のことを、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設のことを指す。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が管理する次に掲げる施設を避難所として災害時等に地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	三重県立宇治山田高等学校
所在地	伊勢市浦口3丁目13番1号
管理者	宇治山田高等学校長
避難所の種類	指定避難所 津波緊急避難所

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、災害等発生時から、乙が避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、災害等発生時において対象施設を避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の避難所としての使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を交換し、随時更新する。

（施設の開錠）

第7条 乙は、災害等発生時において速やかに避難所としての機能を果たせるよう、施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難所の開設及び運営に協力する。

（利用者責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（指定避難所表示、周知）

第9条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで避難所として指定し、原則としてそれを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年8月7日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市浦口3丁目13番1号
三重県立宇治山田高等学校
校長 中谷 文弘

6 8 災害時における避難所としての使用に関する協定書（三重県立宇治山田商業高等学校）

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県立宇治山田商業高等学校（以下「乙」という。）は、伊勢市内に地震、風水害、津波、その他の災害等が発生した、又は発生する恐れがある場合（以下「災害等発生時」という。）に、乙が管理する施設を地域住民等に指定避難所及び津波緊急避難所（以下「避難所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、指定避難所とは想定される各種災害から一時的に身の安全が確保できる施設のことを、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設のことを指す。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が管理する次に掲げる施設を避難所として災害時等に地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	三重県立宇治山田商業高等学校
所在地	伊勢市黒瀬町 1193
管理者	三重県立宇治山田商業高等学校長
避難所の種類	指定避難所 津波緊急避難所

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

4 対象施設において、避難者に優先的に使用させる場所は原則として武道館とする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は災害等発生時から、授業再開時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、災害等発生時において対象施設を避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の避難所としての使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を交換し、随時更新する。

（施設の開錠）

第7条 乙は、災害等発生時において速やかに避難所としての機能を果たせるよう、施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難所の開設及び運営に協力する。

（利用者責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（指定避難所表示、周知）

第9条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで避難所として指定し、原則としてそれを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 12 月 6 日

甲 三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市黒瀬町 1193
三重県立宇治山田商業高等学校
校長 勢力 稔

69 災害時における避難所としての使用に関する協定書（三重県立伊勢高等学校）

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県立伊勢高等学校長（以下「乙」という。）は、伊勢市内に地震、風水害、津波、その他の災害等が発生した、又は発生する恐れがある場合（以下「災害等発生時」という。）に、乙が管理する施設を地域住民等に指定避難所及び津波緊急避難所（以下「避難所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、指定避難所とは想定される各種災害から身の安全が確保できる施設のことを、津波緊急避難所とは津波から一時的に避難する施設のことを指す。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が管理する次に掲げる施設を避難所として災害時等に地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	三重県立伊勢高等学校
所在地	伊勢市神田久志本町 1703 番地 1
管理者	三重県立伊勢高等学校長
避難所の種類	指定避難所 津波緊急避難所

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

4 対象施設において、避難者に優先的に使用させる場所は原則として普通教室棟（第1棟）とする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、災害等発生時から乙が避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、災害等発生時において対象施設を避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の避難所としての使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は使用期間を終えたときは対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を交換し、随時更新する。

（施設の開錠）

第7条 乙は、災害等発生時において速やかに、避難所としての機能を果たせるよう、施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難所の開設及び運営に協力する。

（利用者責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（指定避難所表示、周知）

第9条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで避難所として指定し、原則としてそれを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 10 月 7 日

甲 三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市神田久志本町 1703 番地 1
三重県立伊勢高等学校
校長 増田 元彦

70 津波発生時における津波緊急避難所として学校施設の使用に関する協定書（三重県立伊勢まなび高等学校）

伊勢市（以下「甲」という。）と三重県立伊勢まなび高等学校（以下「乙」という。）は、伊勢市内に津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が管理する学校施設を地域住民などの津波緊急避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用施設）

第1条 乙は、乙が管理する次に掲げる学校施設を津波緊急避難所として地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	三重県立伊勢まなび高等学校 管理普通教室棟2階及び3階
所在地	伊勢市神田久志本町1560番地
管理者	三重県立伊勢まなび高等学校長
避難所の種類	津波緊急避難所

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下に行うものとする。

3 乙は、対象施設の増改築等により対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生する恐れがあるときから、乙が津波緊急避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、災害発生時において対象施設を津波緊急避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は使用期間を終えたときは対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。

（施設の解錠）

第6条 甲は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合において速やかに津波緊急避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

（利用者責任）

第7条 乙は対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所表示、周知）

第8条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難所として指定し、原則としてそれを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年 10月 17日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 伊勢市神田久志本町1560番地
三重県立伊勢まなび高等学校
校長 出口 勤